

代替療法師会 会則

第1章 総 則

(本会則の目的)

第1条 代替療法師会（以下「本会」という。）は、一般社団法人 代替療法師会の事業目的の達成と会員相互の利益のために、本会則を定める。

(名称)

第2条 本会は、代替療法師会と称する。

(事務所)

第3条 本会は、一般社団法人 代替療法師会理事会（以下「理事会」という。）の決議によって、地域単位ごとに支部を設置することができる。

2 支部活動は、一般社団法人 代替療法師会社員総会及び理事会の方針に沿って行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、各代替医療の医科学としての発展を目指し、法制化活動、教育プログラムの作成、研究、政治的・社会的活動を行い、代替医療業界の保守、及び発展のために最も高い専門的、技術的、倫理的基準を設け、代替医療を含め、全ての公共及び私的医療機関の為に活動をし、国民の健康の向上を期することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 代替医療の発展、向上に関する調査、研究、発表ならびに知識の普及
- 2) 学会、セミナー、その他の集会の開催および生涯研修の実施
- 3) 地域、国民に向けた正しい代替医療の啓蒙活動、およびボランティア活動
- 4) 他の医療団体との連携による代替医療としての活動
- 5) 代替療法師[®]の認定に関する事項
- 6) 会誌の刊行と広報に関する事業
- 7) 会員相互の親睦、融和ならびに地位向上に関する事業
- 8) その他、目標達成のために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、正会員、賛助会員、学生会員とし、自然人、法人を問わないものとする。また、理事会の承認をもって特別会員をおくことができる。

1) 正会員

正会員とは、本会の目的に賛同し、代替医療を実践している者又は本会に関する有識者とする。

2) 賛助会員

賛助会員とは、本会の目的に賛同し、代替医療を実践している者又は代替医療に興味を有する者とする。

3) 学生会員

学生会員とは、代替医療を習得するため履修途中有する者とする。

4) 特別会員

特別会員とは、活動拠点を国内に持たない医療に従事する者とする。

(入 会)

第7条 本会の正会員になるためには、本会所定の様式により理事会へ申し込み、「代替療法師®」認定試験を受けなければならない。理事会は提出書類の確認及び審査を行い、「代替療法師®」試験の合格をもって本人に入会の可否を書面によって通知する。ただし、本会に関する有識者が正会員になるためには「代替療法師®」認定試験は免除される。

2. 本会の賛助会員、学生会員、及び特別会員となるためには、本会所定の様式により理事会へ申し込むものとする。理事会は提出書類の確認、審査を行い、本人に入会の可否を書面によって通知する。

(会員の義務)

第8条 本会の会員は次に定める義務を負う。

- 1) 本会の会則を遵守すること
- 2) 本会の目的達成に協力すること
- 3) 会費を定められた期日までに納入すること
- 4) 届出、提出資料などの事項に変更等がある場合は速やかに届け出ること

(休会・退会・除名)

第9条

- 1) 会員が休会をする時は本会に対し書面をもってその理由と期間を記した休会届けを提出しなければならない。
- 2) 会員はいつでも脱会できるものとする。但し、脱会の申出は1ヶ月以上前に本会に対し書面をもって脱会届を提出することにより行わなければならない。
- 3) 会員が次の何れかに該当するときは、理事会の議決を経て、本会の会員資格を失うものとする。

- ①会員が本会入会に必要な資格を失ったとき。
 - ②会員が死亡したとき。
 - ③正当な理由なく会費納入が遅延し、納付期限より1ヶ月を経過した者。但し、事務局が発送した督促状に対して会費納入の意志が認められた場合はこの限りではない。
- 4) 会員が本会の会則に違反し、または、本会或いは本会会員の名誉を著しく損ねたときは、理事会の議決を経て、退会を勧告する。但し、その会員は弁明する機会を与えられる。

(入会金)

第10条 会員として入会する新入会員は入会金として本会に5,000円を納める。

(年会費)

第11条 年会費については次の通りとする。

- 1) 年会費は正会員6,000円、賛助会員4,800円、学生会員3,600円とする。
なお、法人会員については、正会員16,000円、賛助会員9,600円とする。
- 2) 年度途中入会者は、月末日を以日とし、月割で納入するものとする。

(納入期限)

第12条 新入会員は入会決定通知後1ヶ月以内に入会金及び年会費を納入しなければならない。継続年会費については、本会より4月1日付けで請求され、会員は同月末日までに納入しなければならない。

(会費の返還)

第13条 一度納入された入会金及び年会費は、いかなる理由があっても返還しない。但し、本人からの申し立てがあり、相応の理由が理事会によって認められた時はこの限りではない。

第4章 組織

(組織)

第14条 本会の組織は次の通りとする。

- 2 本組織に会長を置く。
- 3 会長は、会員の互選で定める。
- 4 本組織は、会員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 5 本組織の議事は、会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 本組織の決議について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(組織活動)

第15条 本組織は、次に掲げる事項を遂行する。

- (1) 本会の事業目的の達成のための研究・提案
- (2) 本会から提案された事項についての承認及び会員への周知
- (3) 会員相互の親睦を図るための行事
- (4) その他本会の事業目的達成と会員相互の利益のための事業

第5章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第16条 この会則は、理事会の決議によって変更することができる。

(解散)

第17条 本会は、理事会の決議により解散する。

(残余財産の帰属)

第18条 本会が清算をする場合において、残余財産が有る場合は、理事会の決議を経て、一般社団法人 代替療法師会本会に帰属するものとする。